

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名		動物医薬品検査所（２２）建築その他工事
工事種別		建築工事
工事場所(都県)		茨城県
工事場所(市区町村)		つくば市観音台２丁目１－２２、１－２３
工事概要		敷地面積 23,369m ² １．建物 １）本庁舎 構 造：鉄筋コンクリート造 地上４階 建築面積：約 1,300m ² 延べ面積：約 5,400m ² 用 途：研究施設 工事内容：新築 ２）動物実験施設 構 造：鉄筋コンクリート造 地上３階 建築面積：約 600m ² 延べ面積：約 1,300m ² 用 途：研究施設 工事内容：新築 他新築４棟 ２．その他 工作物、外構、エレベーター設備他
担当事務所		保全指導・監督室
公告日／期限日／開札日		R4.10.18 / R4.11.15 / R5.2.6
工 期		R5.4.3 から R7.1.31（余裕期間：契約締結の翌日から R5.4.2）
入札契約方式／落札方式		一般競争入札（標準型）／総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）（ＷＴＯ）
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200 点以上であること（(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,200 点以上であること。）
	本店・支店・営業所の所在地	—

	企業の施工実績等	平成 19 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア） 次の 1 から 3 の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築工事 1. 建物用途 研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設又は複合用途施設 ・類似施設とは、実験室、研究室（実験を行うものに限る。）、これらに類する室及び附属する共用部分の合計面積が全体の 1／2 を超える施設又は病院（20 人以上の患者を入院させるための施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。 ・複合用途施設とは、研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設部分の合計面積が全体の 1／2 を超える施設をいう。ただし、研究施設（実験室を有するものに限る。）、類似施設部分の合計面積が、3. の延べ面積以上である施設でもよい。 2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 地上 2 階以上 3. 延べ面積 3,000m² 以上（建築物 1 棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。） ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記（ア）の施工実績を有し、他の構成員は、下記（イ）の要件を満たす施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （イ） 次の 1 から 2 の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築工事 1. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 2. 延べ面積 1,000m² 以上（建築物 1 棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。） ただし、申請できる施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 上記（ア）、（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
	配置予定技術者の資格、工事経験等	次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。 複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。 ① 主任技術者は、1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。 監理技術者にあつては、1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

		② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。） （ア）次の1から3の要件のすべてを満たす建築物の新築又は増築工事 1. 建物用途 独立住宅、集合住宅、倉庫、車庫、工場及び体育館（これらに類するものを含む）以外のもの 2. 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 3. 延べ面積 1,000m²以上（建築物1棟における延べ面積とし、増築にあつては増築部分とする。） ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。上記（ア）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）の工事経験を有していればよい。 なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。 ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。 ④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
--	--	---